

# 平成 30 年度 第 1 回かすみがうら市地域公共交通会議

日時 平成 30 年 5 月 2 日 (水)

午後 2 時から

場所 かすみがうら市役所

千代田庁舎 2 階 第 1 会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

報告第 1 号 霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定の締結について

承認第 1 号 平成 29 年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について

承認第 2 号 平成 29 年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について

議案第 1 号 平成 30 年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画(案)について

議案第 2 号 平成 30 年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)について

### 4 そ の 他

### 5 閉 会



かすみがうら市地域公共交通会議構成員

該当	No	団体名	役職名	氏名
第1号	1	かすみがうら市	市長	坪井 透
第2号	2	関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	富澤 雄一
	3	関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	皆川 誠司
	4	茨城県政策企画部交通局	交通政策課長	久保田 博文
	5	茨城県土浦土木事務所	道路整備第二課長	綿引 裕治
	6	茨城県土浦警察署	交通課長	菊池 和行
第3号	7	関鉄グリーンバス(株)	代表取締役	長津 博樹
	8	関鉄観光バス(株)	営業統括部長	渡邊 敏克
	9	(有)千代田タクシー	代表取締役	染谷 雄一郎
	10	(有)美並タクシー	代表取締役	臼井 忠
	11	霞ヶ浦交通(株)	代表取締役	島田 豊
	12	(有)まゆ観光	代表取締役	大橋 孝一
	13	(有)神立観光	代表取締役	斉藤 日出夫
第4号	14	(有)鶴観光バス	代表取締役	鶴町 乙比古
	15	(一社)茨城県バス協会	専務理事	澤島 政志
第4号	16	(一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	鬼澤 秀通
第5号	17	関東鉄道(株)労働組合	書記長	中村 正之
第6号	18	かすみがうら市議会	議長	中根 光男
第7号	19	かすみがうら市区長会	会長	額田 源衛
	20	かすみがうら市老人クラブ連合会	会長	藤井 藤吉
	21	かすみがうら市PTA連絡協議会	会長	鈴木 淳
	22	かすみがうら市商工会	会長	真藤 実男
	23	地域女性団体連絡会	会長	斉藤 二三子
第8号	24	筑波大学大学院システム情報工学研究科	准教授	谷口 綾子
第9号	25	土浦市	都市産業部長	塚本 隆行
	26	行方市	企画部長	大久保 雅司
	27	かすみがうら市	市長公室長	木村 義雄
	28	かすみがうら市	総務部長	小松塚 隆雄
	29	かすみがうら市	保健福祉部長	寺田 茂孝
	30	かすみがうら市	建設部長	石塚 洋二
	31	かすみがうら市	教育部長	辻 和徳



## 報告第 1 号 霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定の締結について

平成 29 年度第 4 回かすみがうら市地域公共交通会議（平成 30 年 2 月 19 日開催）において協議した「平成 30 年度地域公共交通運行計画」のとおり、継続運行する霞ヶ浦広域バスに関する協定を次のとおり関係市等と締結したので報告するものです。

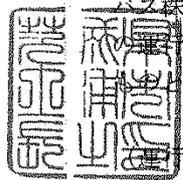
- 霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定書  
（報告第 1 号／次ページのとおり）

写



### 霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定書

土浦市、かすみがうら市、行方市、かすみがうら市地域公共交通会議及び関鉄グリーンバス株式会社（以下「関鉄グリーンバス」という。）とは、霞ヶ浦広域バス運行事業及びそのに係る補助の実施について、次のとおり協定を締結し、信義に従い誠実に履行する。



形態)

第1条 かすみがうら市地域公共交通会議は、霞ヶ浦広域バス（以下「広域バス」という。）の運行を関鉄グリーンバスに依頼する。



関鉄グリーンバスは、前項の依頼について、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受け実施するものとする。

(事業計画)



第2条 関鉄グリーンバスは、かすみがうら市地域公共交通会議が別に定める霞ヶ浦広域バス運行事業計画（以下「事業計画」という。）に基づき、広域バスを運行するものとする。

2 事業計画の変更を行う場合は、かすみがうら市地域公共交通会議と関鉄グリーンバスが協議のうえ決定するものとし、その準備及び事務手続き等は関鉄グリーンバスが行うものとする。



3 関鉄グリーンバスは、やむを得ない理由により、事業計画に定められた運行ができなくなったときは、速やかにかすみがうら市地域公共交通会議にその旨を連絡するものとし、その対応について、かすみがうら市地域公共交通会議と関鉄グリーンバス協議のうえ決定するものとする。

(運賃)

第3条 運賃は、事業計画に定める金額とする。



(運行事業費に対する補助等)

第4条 土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議は、第2条第1項に規定する運行に必要な事業費に対し、各市内の運行距離に応じ、関鉄グリーンバスに補助金を交付するものとする。

2 前項に規定する補助金の額は、広域バスの運行経費から運行に伴う収入を控除した額とする。ただし、土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議からの当該補助金の合計額は、650万円を限度とし、別に国庫補助金等の収入があるときは、当該収入を控除した額をもって、当該補助金の額とする。

3 かすみがうら市地域公共交通会議及び関鉄グリーンバスは、広域バスの運行に係る国庫補助金等の収入の確保に努めるものとする。

4 補助金の交付に係る手続きについては、それぞれの補助金交付規則等の例によるものとする。

(使用車両等)

第5条 事業計画に基づく広域バスの運行に使用する車両は、かすみがうら市の所有する車両を関鉄グリーンバスに貸与するものとする。ただし、別に定めるかすみがうら市市有自動車使用貸借契約書により、使用貸借契約を締結するものとする。

2 関鉄グリーンバスは、前項に規定する車両が法定点検及び故障等により使用できない場合には代替車両を用意し、運行するものとする。

(運行状況の報告)

第6条 関鉄グリーンバスは、毎月の利用者数、運賃収入、その他広域バスの運行状況について、土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議に報告するものとする。

2 土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議は、必要に応じて関鉄グリーンバスに対し広域バスの運行についての報告を求めることができる。

(第三者に対する損害賠償責任)

第7条 関鉄グリーンバスは、事業の遂行によって第三者に損害を与えたときは一切、自己の責任においてこれを解決し、その損害を賠償するものとし、その内容について速やかに書面により土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議に報告するものとする。

(協定の解除)

第8条 土浦市、かすみがうら市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 関鉄グリーンバスの責めに帰すべき事由により、この協定の履行の見込みが無いと認められるとき。

(2) 関鉄グリーンバスが、この協定の履行にあたり、不正な行為をしたと認められるとき。

2 関鉄グリーンバスは、前項の規定によりこの協定が解除されたときは、土浦市、かすみがうら市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議に対して、その損害の賠償を求めることができない。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

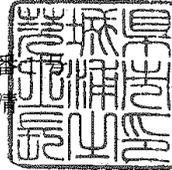
(その他)

第10条 この協定に定めのない事項、この協定に関し疑義が生じたとき又は広域バスの運行が変更になる場合は、土浦市、かすみがうら市、行方市、かすみがうら市地域公共交通会議及び関鉄グリーンバスが協議のうえ定めるものとする。

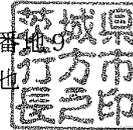
この協定を証するため、本書5通を作成し、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

茨城県土浦市大和町9番地  
土浦市長 中川 清



茨城県行方市麻生1561番地  
行方市長 鈴木 周也



茨城県かすみがうら市上土田461番地  
かすみがうら市長 坪井 透



茨城県かすみがうら市上土田461番地  
かすみがうら市地域公共交通会議  
会長職務代理者 木村 義雄



茨城県石岡市行里川5番18号  
関鉄グリーンバス株式会社  
代表取締役社長 長津 博樹



## 承認第1号 平成29年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について

### 1 会議

- |     |    |   |
|-----|----|---|
| 第1回 | 日時 | 平成29年5月2日(火)  |
|     | 場所 | かすみがうら市役所 千代田庁舎2階 第1会議室   |
|     | 内容 | <ul style="list-style-type: none"><li>・霞ヶ浦広域バス運行事業に関する協定の締結について</li><li>・平成28年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について</li><li>・平成28年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について</li><li>・平成29年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画(案)について</li><li>・平成29年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)について</li></ul> |
| 第2回 | 日時 | 平成29年7月13日(木)   |
|     | 場所 | かすみがうら市役所 千代田庁舎2階 第1会議室   |
|     | 内容 | <ul style="list-style-type: none"><li>・かすみがうら市地域公共交通再編実施計画(案)について</li><li>・かすみがうら市生活交通確保維持改善計画(案)について</li></ul>   |
| 第3回 | 日時 | 平成29年12月22日(金)  |
|     | 場所 | かすみがうら市役所 千代田庁舎2階 第1会議室   |
|     | 内容 | <ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者運転免許証自主返納支援事業の実施状況について</li><li>・霞ヶ浦広域バス及びデマンド型乗合タクシーの運行状況について</li><li>・かすみがうら市地域公共交通再編実施計画(一部修正案)について</li></ul>   |
| 第4回 | 日時 | 平成30年2月19日(月)   |
|     | 場所 | かすみがうら市役所 千代田庁舎2階 第1会議室   |
|     | 内容 | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について</li><li>・平成30年度デマンド型乗合タクシー運行业務委託事業者について</li><li>・平成30年度地域公共交通運行計画(案)について</li><li>・かすみがうら市地域公共交通再編実施計画(最終案)について</li></ul>  |

## 2 運行実績

○霞ヶ浦広域バス（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

- ・運行区間 玉造駅～土浦駅西口
- ・運行数 1 日 5 便
- ・運行車両 ノンステップバス（31 人乗り）
- ・運行事業者 関鉄グリーンバス株式会社
- ・利用者数等

延べ利用者数（人）				1 日あたり平均利用者数（人）				運賃収入（円）			
4 月分	2,812	10 月分	2,496	4 月分	93.7	10 月分	80.5	4 月分	846,581	10 月分	757,000
5 月分	3,024	11 月分	2,620	5 月分	97.5	11 月分	87.3	5 月分	1,032,263	11 月分	782,380
6 月分	2,935	12 月分	2,421	6 月分	97.8	12 月分	78.1	6 月分	936,000	12 月分	847,290
7 月分	2,576	1 月分	2,329	7 月分	83.1	1 月分	75.1	7 月分	826,940	1 月分	795,320
8 月分	2,510	2 月分	2,259	8 月分	81.0	2 月分	80.7	8 月分	956,920	2 月分	759,597
9 月分	2,684	3 月分	2,507	9 月分	89.5	3 月分	80.9	9 月分	765,460	3 月分	769,663
計		31,173 人		計		85.4 人		計		10,075,414 円	
スクールバス売上				利用者数		182 人		売上高		1,820,000 円	

○ダイヤモンド型乗合タクシー（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

霞ヶ浦地区 運行会社：有限会社美並タクシー 運行台数：2台

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
稼働日数（日）	20	20	22	20	20	20	21	20	20	19	19	21	242
運賃（円）	88,400	103,000	95,600	82,600	80,200	90,400	97,800	92,200	85,400	69,600	84,200	91,400	1,060,800
回数券売上収入（円）	83,800	92,100	95,000	82,200	87,500	92,200	102,700	79,600	99,700	63,900	82,500	94,200	1,055,400
延べ利用者数（人）	402	478	446	379	381	415	446	414	394	313	378	403	4,849
1日あたり平均利用者数（人）	20.1	23.9	20.3	19.0	19.1	20.8	21.2	20.7	19.7	16.5	19.9	19.2	20.0

千代田地区 運行会社：有限会社千代田タクシー 運行台数：1台

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
稼働日数（日）	20	20	22	20	20	20	21	20	20	19	19	21	242
運賃（円）	57,400	67,000	76,200	72,400	69,200	69,600	70,000	67,000	66,600	51,800	53,400	63,400	784,000
回数券売上収入（円）	100,000	93,000	60,000	90,000	70,000	60,000	40,000	80,000	70,000	60,000	30,000	100,000	853,000
延べ利用者数（人）	279	323	377	356	340	345	344	333	328	258	262	311	3,856
1日あたり平均利用者数（人）	14.0	16.2	17.1	17.8	17.0	17.3	16.4	16.7	16.4	13.6	13.8	14.8	15.9

事務局回数券売上

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
回数券売上収入（円）	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0	0	0	0	1,000

総計

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
稼働日数（日）	20	20	22	20	20	20	21	20	20	19	19	21	242
運賃（円）	145,800	170,000	171,800	155,000	149,400	160,000	167,800	159,200	152,000	121,400	137,600	154,800	1,844,800
回数券売上収入（円）	183,800	185,100	155,000	172,200	157,500	152,200	142,700	160,600	169,700	123,900	112,500	194,200	1,909,400
延べ利用者数（人）	681	801	823	735	721	760	790	747	722	571	640	714	8,705
1日あたり平均利用者数（人）	34.1	40.1	37.4	36.8	36.1	38.0	37.6	37.4	36.1	30.1	33.7	34.0	36.0

○高齢者運転免許自主返納支援事業（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

<支援条件>

有効期限内のすべての運転免許証を自主返納されたかすみがうら市民で、次の事項すべてに該当する方

1. 自主返納時に満65 歳以上の方

※満64 歳の方で、有効期限が満了する日の直前の誕生日の1か月前から前日までに自主返納をした方を含む。

2. 自主返納してから 6 か月を経過していない方

<支援内容>

路線バス回数乗車券20,000 円分を、次のバス事業者の回数乗車券から選択が可能

○関鉄グリーンバス(株)      ○関鉄観光バス(株)

<事業周知について>

・土浦警察署及び石岡警察署において、かすみがうら市民が運転免許証の自主返納を申請した際に、当支援事業についての周知チラシを配布。

・市ホームページ及び公共交通利用ガイドに当支援事業内容を掲載。

<支援者数等>

・バス会社別

平成 29 年度	支援者数 (人)	交付額 (円)
関鉄グリーンバス	20	400,000
関鉄観光バス	11	220,000
両社のバス回数券を利用	1	20,000
合計	32	640,000

・支援者の内訳

地区別	男性 (人)	女性 (人)	合計 (人)	平均年齢 (歳)
霞ヶ浦地区	8	5	13	77.8
千代田地区	7	12	19	
合計	15	17	32	

## 承認第2号 平成29年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について

## ① 収入の部

(単位：円)

款	項	目		29年度決算	29年度予算	比較	摘要
1 負担金	1 負担金	1 負担金		22,839,750	26,945,000	△ 4,105,250	
2 国庫補助金	1 国庫補助金	1 国庫補助金		0	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金		0	0	0	
4 諸収入	1 使用料	1 使用料		1,909,400	1,588,000	321,400	乗合タクシー回数券売上
	2 預金利子	1 預金利子		138	4,000	△ 3,862	
	3 雑入	1 雑入			0		
計				24,749,288	28,537,000	△ 3,787,712	

## ② 支出の部

(単位：円)

款	項	目	節	29年度決算	29年度予算	比較	摘要
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費	報償費	235,000	356,000	△ 121,000	委員謝金
			食糧費	5,832	8,000	△ 2,168	飲料(交通会議)
		2 事務費	消耗品費	25,573	100,000	△ 74,427	
			通信運搬費	16,408	20,000	△ 3,592	会議通知、高齢者運転免許自主返納支援事業回数券郵送 ※予備費から5,000円充用
			手数料	44,712	56,000	△ 11,288	振込手数料、回数券払い戻し ※予備費から30,000円充用
2 事業費	1 事業費	1 事業費	人件費	2,460,950	2,635,000	△ 174,050	オペレーター賃金
			旅費	0	24,000	△ 24,000	
			印刷製本費	0	700,000	△ 700,000	スクールパスPRチラシ・公共交通利用ガイド等
			役務費	99,467	145,000	△ 45,533	オペレーター電話料
			委託料	19,710,346	21,208,000	△ 1,497,654	乗合タクシー運行事業委託・オンデマンドシステム管理業務委託・公共交通ホームページ更新委託
			負担金、補助金及び交付金	2,151,000	3,120,000	△ 969,000	霞ヶ浦広域バス運行事業費補助金・高齢者運転免許自主返納支援事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費	予備費	0	165,000	△ 165,000	35,000円充用
計				24,749,288	28,537,000	△ 3,787,712	

収入合計 24,749,288

支出合計 24,749,288

差引残額 0

## 監査報告書

平成29年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算について、関係帳簿並びに証拠書類に基づき、平成30年4月24日会計監査を実施したところ、決算書のとおり相違なく適正に処理されていることを認める。

平成30年5月2日

かすみがうら市地域公共交通会議

監査員

茨城県ハイヤー・タクシー協会専務理事

鬼沢秀通 

監査員

かすみがうら市区長会長

額田源衛 

議案第 1 号 平成 30 年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画（案）について

月	実施事業
4 月	*平成 29 年度決算監査
5 月	≪第 1 回交通会議≫ ・平成 29 年度事業報告・決算 ・平成 30 年度事業計画・予算
6 月	≪第 2 回交通会議≫ ・生活交通確保維持改善計画（案）[平成 31 年度(H30.10-H31.9)霞ヶ浦広域バス運行計画] について ・かすみがうら市公共交通再編実施計画
7 月	霞ヶ浦広域バスの車両更新（予定）
12 月	≪第 3 回交通会議≫ ・かすみがうら市公共交通再編実施計画 ・霞ヶ浦広域バス、デマンド型乗合タクシーの運行状況中間報告
2 月	≪第 4 回交通会議≫ ・平成 30 年度(H29.10-H30.9) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価 ・平成 31 年度(H31.4-H32.3) 地域公共交通運行計画（案） ・かすみがうら市公共交通再編実施計画  * 高齢者運転免許証自主返納支援事業 * 小型ノンステップバスの補修 * 公共交通利用ガイドの作成

議案第2号 平成30年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算（案）について

① 収入の部

(単位：円)

款	項	目		本年度予算	前年度予算	比較	摘要
1 負担金	1 負担金	1 負担金		28,387,000	26,945,000	1,442,000	市からの負担金
2 諸収入	1 使用料	1 使用料		1,909,000	1,588,000	321,000	乗合タクシー回数券売上
	2 預金利子	1 預金利子		2,000	4,000	△ 2,000	
	3 雑入	1 雑入		2,000	0	2,000	スクールパス回数券売上手数料
計				30,300,000	28,537,000	1,763,000	

② 支出の部

(単位：円)

款	項	目	節	本年度予算	前年度予算	比較	摘要
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費	報償費	356,000	356,000	0	委員謝金
			食糧費	8,000	8,000	0	飲料（交通会議）
		2 事務費	消耗品費	100,000	100,000	0	
			通信運搬費	20,000	15,000	5,000	会議通知等
			手数料	50,000	26,000	24,000	振込手数料、回数券払い戻し
			人件費	2,710,000	2,635,000	75,000	オペレーター賃金
2 事業費	1 事業費	1 事業費	旅費	24,000	24,000	0	
			印刷製本費	600,000	700,000	△ 100,000	スクールパスPRチラシ・公共交通利用ガイド等
			役務費	120,000	145,000	△ 25,000	オペレーター電話料
			委託料	24,112,000	21,208,000	2,904,000	乗合タクシー運行事業委託・オンデマンドシステム管理業務委託、小型ノンステップバス補修
			負担金、補助金及び交付金	2,000,000	3,120,000	△ 1,120,000	霞ヶ浦広域バス運行事業費補助金・高齢者運転免許自主返納支援事業費
			予備費	200,000	200,000	0	
計				30,300,000	28,537,000	1,763,000	

※歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

## かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱

### (目的)

第1条 かすみがうら市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に関することを行うため設置する。

### (事務所の位置)

第2条 交通会議の事務所は、茨城県かすみがうら市上土田 461 番地かすみがうら市役所内に置く。

### (協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1)本市の公共交通政策の策定及びその推進に関すること。
- (2)地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (3)市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (4)地域公共交通網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (5)地域公共交通網形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (6)地域公共交通網形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (7)交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認めること。

### (交通会議の構成員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は、任命する。

- (1)市長又はその指名する者
- (2)国及び県の関係行政機関
- (3)一般旅客自動車運送事業者
- (4)一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (5)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6)市議会議長
- (7)市民又は公共交通の利用者の代表者
- (8)学識経験者
- (9)その他の交通会議が必要と認める者

2 交通会議に次の役員をおく

- (1)会長 1人
- (2)監査員 2人

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(監査員)

第6条 監査員は、委員の中から会長が指名し、協議会の会計監査を行う。

2 会計監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

3 監査員は、会計監査の結果を交通会議において報告しなければならない。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議の会長は市長又はその指名する者とする。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、予め会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議は会長が招集し、会長が議長となる。

5 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 交通会議は公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(幹事会)

第8条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営にあたって必要な事項を処理するため、幹事会をおくことができる。

2 幹事会は、第4条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、かすみがうら市市長公室政策経営課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をこれに充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを精算する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月 9日から施行する。

この要綱は、平成21年 5月15日から施行する。

この要綱は、平成21年 7月15日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年 4月 1日から適用する。

